



小樽の交通安全情報No. 3

令和6年4月8日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等) のルールについて

16歳以上!

ヘルメット着用!

最高速度
20km/h以下

定格出力
0.60キロワット以下

最高速度表示灯
※前部と後部の2か所

ナンバープレート



車体の大きさ
長さ1.9m幅0.6m以下

①車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません。
また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

②右折の方法

どのような交差点でも「2段階右折」をしなければなりません。
また、後方確認とウinkerでの合図が必要です。

③信号・標識に従う義務

信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。

④その他ルール

16歳未満の者の運転禁止・飲酒運転の禁止・スマートフォン等での通話や画面を注視しながらの運転の禁止・二人乗りの禁止・自賠責保険（共済）への加入義務・乗車用ヘルメットの着用（努力義務）